

質疑書に係る回答について

Q 1. 心理的瑕疵はありますか？

A 1. 市で把握している範囲ではございません。

Q 2. 建物登記は買主負担ですが、売主として登記が取れるように協力はしていただけますか？

A 2. 市からは売り渡し証明書を発行いたします。

Q 3. 都市計画法、建築基準法以外の法律的な制限や法律はありますか？例えば土砂災害警戒区域など。

A 3. 市のハザードマップでは、浸水地域、土砂災害警戒区域にはなっておりません。